

判決年月日	平成29年10月23日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成28年（行ケ）第10185号		
○ 特許無効審判の請求人が特許法123条2項の「利害関係人」に当たらず、審判の請求人適格を有さないとして、審判の請求を不適法却下した審決を取り消した事例。			

（関連条文）特許法123条2項

（関連する権利番号等）無効2015-800170号，特許第5225248号

判 決 要 旨

本件は，特許無効審判の請求を却下した審決の取消訴訟である。

原告（個人）が，被告の特許（特許第5225248号，発明の名称「パンツ型使い捨ておむつ」）について無効審判を請求したところ，特許庁は，原告は特許法123条2項の「利害関係人」に当たらず，審判の請求人適格を有さないとして，請求が不適法であると判断した。原告は，審決には請求人適格に関する法令解釈の誤りがあるなどと主張して，本件訴えを提起した。

本判決は，概要次のとおり判示して，審決を取り消した。

原告は，製造委託等の方法により，原告発明の実施を計画しているものであって，その事業化に向けて特許出願（出願審査の請求を含む。）をしたり，試作品（サンプル）を製作したり，インターネットを通じて業者と接触をするなど計画の実現に向けた行為を行っているものであると認められるところ，原告発明の実施に当たって本件特許との抵触があり得るというのであるから，本件特許の無効を求めることについて十分な利害関係を有するものというべきである。

原告に対し，「紙おむつを製造販売する事業（物の発明の生産，譲渡等を伴う事業）に必要となる製造設備や資金，販売ルート等を備えた企業等が，本件特許発明の実施に該当する事業の準備（事業の計画）を行うとともに，請求人が，その事業の少なくとも一部において主体的に関与していること」を要求するということは，原告が製造委託先の企業等を求めようとしても，相手方となるべき企業等が，本件特許との抵触のおそれを理由に交渉を渋るといような場合には，直ちに本件特許の無効審判を請求することはできず，まずは，原告が自ら製造設備の導入等の準備行為を行わなければならないという帰結をもたらすことになりかねないが，このように，経済的リスクを回避するための無効審判請求を認めず，原告（審判請求人）が経済的なりリスクを負担した後でなければ無効審判請求はできないとするのは不合理である。

また，原告発明は，それだけで紙おむつを製作することができるわけではなく，他に様々な技術を利用する必要があることは明らかであるところ，他に利用すべき技術の一つとして，本件特許が無効なのであれば，それに係る技術を利用しようとすることも考え得るところである。それにもかかわらず，原告が，本件特許発明の利用を回避しなければならない理由はない。

以上によれば，原告の請求は理由がある。